

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2017-55450
(P2017-55450A)

(43) 公開日 平成29年3月16日(2017.3.16)

(51) Int.Cl.			F I			テーマコード (参考)		
HO4N	1/00	(2006.01)	HO4N	1/00	C	5C062		
HO4N	1/32	(2006.01)	HO4N	1/00	107Z	5C075		
HO4M	11/00	(2006.01)	HO4N	1/32	F	5K127		
HO4M	1/00	(2006.01)	HO4M	11/00	302	5K201		
			HO4M	1/00	S			

審査請求 有 請求項の数 11 O L (全 12 頁)

(21) 出願番号 特願2016-236232 (P2016-236232)
 (22) 出願日 平成28年12月5日 (2016.12.5)
 (62) 分割の表示 特願2015-112399 (P2015-112399) の分割
 原出願日 平成24年6月7日 (2012.6.7)

(71) 出願人 000001007
 キヤノン株式会社
 東京都大田区下丸子3丁目30番2号
 (74) 代理人 100076428
 弁理士 大塚 康德
 (74) 代理人 100115071
 弁理士 大塚 康弘
 (74) 代理人 100112508
 弁理士 高柳 司郎
 (74) 代理人 100116894
 弁理士 木村 秀二
 (74) 代理人 100130409
 弁理士 下山 治
 (74) 代理人 100134175
 弁理士 永川 行光

最終頁に続く

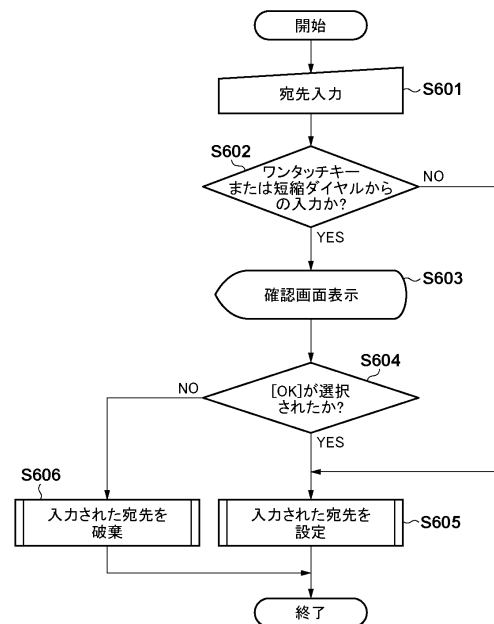
(54) 【発明の名称】 データ送信装置、その制御方法、及びプログラム

(57) 【要約】

【課題】 ワンタッチキーによって受け付けた宛先を含む確認画面を表示するか否かを、確認画面を介して設定することができる仕組みを提供する。

【解決手段】 本データ送信装置は、ワンタッチキーによって受け付けた宛先を含む確認画面を表示するか否かを設定する画面を表示し、表示された画面によって確認画面を表示するよう設定されていることに基づき、宛先を受け付けたことに応じて確認画面を表示するよう制御する。

【選択図】 図6



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

受け付けた宛先にデータを送信するデータ送信装置であって、
ワンタッチキーによって宛先を受け付ける受付手段と、
前記受付手段によって受け付けた宛先を含む確認画面を表示するか否かを設定する画面を表示する表示手段と、

前記表示手段によって表示された画面によって前記確認画面を表示するように設定されていることに基づき、前記受付手段によって宛先を受け付けたことに応じて前記確認画面を表示するように制御する制御手段とを有することを特徴とするデータ送信装置。

【請求項 2】

前記表示手段によって表示された画面によって前記確認画面を表示しないように設定されていることに基づき、前記受付手段によって宛先を受け付けたことに応じて前記確認画面は表示されないことを特徴とする請求項 1 に記載のデータ送信装置。

【請求項 3】

アドレス帳によって宛先を受け付ける第 2 の受付手段をさらに有し、

前記第 2 の受付手段によって宛先を受け付けた場合には、前記表示手段によって表示された画面による設定に関わらずに、前記受付手段によって宛先を受け付けたことに応じて前記確認画面を表示しないことを特徴とする請求項 1 または 2 に記載のデータ送信装置。

【請求項 4】

前記受付手段は、宛先表示領域を含む所定の画面が表示されている状態で前記宛先を受け付け可能であり、

前記確認画面は、前記受付手段によって受け付けた宛先を前記所定の画面の宛先表示領域に表示するためのキーを含むことを特徴とすることを特徴とする請求項 1 乃至 3 のいずれか 1 項に記載のデータ送信装置。

【請求項 5】

前記確認画面は、前記受付手段によって受け付けた宛先を宛先表示領域に表示せずに前記確認画面を閉じるためのキーをさらに含むことを特徴とする請求項 4 に記載のデータ送信装置。

【請求項 6】

データを送信する送信指示に従って、前記受付手段によって受け付けた宛先に送信する送信手段をさらに有し、

前記表示手段は、前記受付手段によって宛先を受け付けた後、前記送信指示を受け付ける前に、前記確認画面を表示可能であることを特徴とする請求項 1 乃至 5 のいずれか 1 項に記載のデータ送信装置。

【請求項 7】

前記宛先はファクシミリの宛先であることを特徴とする請求項 1 乃至 6 のいずれか 1 項に記載のデータ送信装置。

【請求項 8】

受け付けた宛先にデータを送信するデータ送信装置であって、

ワンタッチキーによって宛先を受け付ける受付手段と、

前記受付手段によって受け付けた宛先に対応する名称を含む確認画面を表示するか否かを設定する画面を表示する表示手段と、

前記表示手段によって表示された画面によって前記確認画面を表示するように設定されていることに基づき、前記受付手段によって宛先を受け付けたことに応じて前記確認画面を表示するように制御する制御手段とを有することを特徴とするデータ送信装置。

【請求項 9】

受け付けた宛先にデータを送信するデータ送信装置の制御方法であって、

ワンタッチキーによって宛先を受け付ける受付工程と、

前記受付工程で受け付けた宛先を含む確認画面を表示するか否かを設定する画面を表示する表示工程と、

10

20

30

40

50

前記表示工程で表示された画面によって前記確認画面を表示するよう設定されていることに基づき、前記受付工程で宛先を受け付けたことに応じて前記確認画面を表示するよう制御する制御工程とを有することを特徴とするデータ送信装置の制御方法。

【請求項 10】

受け付けた宛先にデータを送信するデータ送信装置の制御方法であって、
ワンタッチキーによって宛先を受け付ける受付工程と、
前記受付工程で受け付けた宛先に対応する名称を含む確認画面を表示するか否かを設定する画面を表示する表示工程と、

前記表示工程で表示された画面によって前記確認画面を表示するよう設定されていることに基づき、前記受付工程で宛先を受け付けたことに応じて前記確認画面を表示するよう制御する制御工程とを有することを特徴とするデータ送信装置の制御方法。

10

【請求項 11】

請求項 9 または 10 に記載されたデータ送信装置の制御方法を、コンピュータに実行させるためのプログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、データ送信装置、その制御方法、及びプログラムに関するものである。

【背景技術】

【0002】

近年、装置サイズがコンパクトな画像処理装置の分野においてコストの低減だけでなく、更なる小型化かつ高機能化が求められている。また、ネットワークが広く普及により、画像処理装置は、ファクシミリ送信や、外部装置に対してデータを送信する機能も有することが一般的になってきている。

20

【0003】

また、送信に際して送信先を簡便に指定する方法として特定のハードキーに送信先を割り当てたワンタッチキーや数桁の特定番号に送信先を割り当てた短縮ダイヤルが用いられている。また、それらワンタッチキーや短縮ダイヤルに割り当てられた送信先を一覧から選択可能とするアドレス帳が実現されている。

【0004】

しかし、ワンタッチキー及び短縮ダイヤルは入力容易である反面どのキー又は番号に所望の送信先が割り当てられているかを容易に確認するのは難しく、ワンタッチキーの押し間違い又は短縮ダイヤル番号間違いによる誤送信の懸念があった。これに対し、アドレス帳からの送信先指定であれば内容を確認した上で送信先を指示することができるため、誤送信を低減することができる。しかし、内容確認を容易に行うことができる一方で、一覧表から順次内容を確認しながら指示を行うため操作が煩雑となっていた。このような問題を解決するため、特許文献 1 には、ワンタッチキーに割り当てられた送信先を表示するための表示部を設けた画像送信装置が提案されている。

30

【先行技術文献】

【特許文献】

40

【0005】

【特許文献 1】特開平 06 - 303301 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

しかしながら、上記従来技術には以下に記載する問題がある。例えば、上記従来技術では、ワンタッチキーに割り当てられている送信先を確認することは容易に行えるため、送信先を選択する前に注意深く内容を確認し、指定した後にその送信先が正しいものであるかを再度確認すれば誤送信とはならない。しかし、指定した送信先がそのまま使用されてしまうため、依然として、押し間違いや番号間違いによる誤送信の懸念は払拭されない。

50

【 0 0 0 7 】

本発明は、上述の問題に鑑みて行われたものであり、ワンタッチキーによって受け付けた宛先を含む確認画面を表示するか否かを、確認画面を介して設定することができる仕組みを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【 0 0 0 8 】

本発明は、データを送信するデータ送信装置であって、ワンタッチキーによって宛先を受け付ける受付手段と、前記受付手段によって受け付けた宛先を含む確認画面を表示するか否かを設定する画面を表示する表示手段と、前記表示手段によって表示された画面によって前記確認画面を表示するよう設定されていることに基づき、前記受付手段によって宛先を受け付けたことに応じて前記確認画面を表示するよう制御する制御手段とを有することを特徴とする。

10

【発明の効果】

【 0 0 0 9 】

本発明は、ワンタッチキーによって受け付けた宛先を含む確認画面を表示するか否かを、確認画面を介して設定することができる。

【図面の簡単な説明】

【 0 0 1 0 】

【図 1】第 1 の実施例に係る画像処理装置の構成を示す図。

【図 2】第 1 の実施例に係る操作パネルを示す図。

20

【図 3】第 1 の実施例に係るワンタッチキー / 短縮ダイヤルとアドレス帳の関連を示す図。

【図 4】第 1 の実施例に係るワンタッチキー / 短縮ダイヤルから宛先を指定した場合の画面フローを示す図。

【図 5】第 1 の実施例に係るアドレス帳から宛先を指定した場合の画面フローを示す図。

【図 6】第 1 の実施例に係る入力宛先確認画面表示処理のフローチャート。

【図 7】第 2 の実施例に係る入力宛先確認画面の表示可否を設定する画面を示す図。

【図 8】第 2 の実施例に係る入力宛先確認画面の表示 / 非表示を伴う処理のフローチャート。

30

【発明を実施するための形態】

【 0 0 1 1 】

以下、本発明を実施するための形態について図面を用いて説明する。なお、以下の実施形態は特許請求の範囲に係る発明を限定するものでなく、また実施形態で説明されている特徴の組み合わせの全てが発明の解決手段に必須のものとは限らない。

【 0 0 1 2 】

< 第 1 の実施例 >

< 画像処理装置の構成 >

以下では、図 1 乃至図 6 を参照して、第 1 の実施例について説明する。まず、図 1 を参照して、本実施例における画像処理装置 100 のハードウェア構成について説明する。各ブロックはモジュールを示しており、ブロック間の矢印はデータ又は指示の流れを示している。

40

【 0 0 1 3 】

画像処理装置 100 は、印刷部 107、読取部 109、操作パネル 110、回線 I / F 112、及び、これらの制御を司るコントローラ部 101 を備える。また、コントローラ部 101 は、CPU 102、RAM 103、ROM 104、印刷部 I / F 106、読取部 I / F 108、MODEM (モデム) 111、USB I / F 115、及びネットワーク I / F 118 を備える。また、各ブロックは、システムバス 105 にて接続されている。本ブロック図では、読取部 109 及び印刷部 107 を画像処理装置 100 の内部に設けた構成としたが、それぞれもしくは両方とも外部に設ける構成でもよい。

【 0 0 1 4 】

50

CPU102は、各種制御プログラムを実行して各ブロックを統括的に制御する。具体的には、CPU102は、ROM104に格納されている各種制御プログラムをRAM103に読み出して実行することにより実現する。また、各種制御プログラムは、不図示のハードディスクドライブ(HDD)に圧縮状態/非圧縮状態で格納されてもよい。

【0015】

ネットワークI/F118は、ネットワーク(LAN)120などを介してホストコンピュータ121(図中、PCと表記;以降、PCと称する。)との通信処理を行う。ネットワークI/F118とネットワーク網120とは、LANケーブル119などの通信ケーブルで接続される。モデム111は、回線I/F112を介して公衆回線網114と接続し、不図示の他の画像処理装置やファクシミリ装置、電話機などと通信処理を行う。回線I/F112と公衆回線網114とは、一般的に電話線113などで接続される。

10

【0016】

印刷部I/F106は、印刷部107(プリンタエンジン)に画像信号を出力するインタフェースを担う。また、読取部I/F108は、読取部109(スキャナエンジン)からの読取画像信号を入力するインタフェースを担う。CPU102は、読取部I/F109より入力された画像信号を処理し、記録画像信号として印刷部I/F106へ出力する。

【0017】

CPU102は、ROM104のフォント領域に記憶されたフォント情報を用いて、操作パネル110の表示部に文字や記号を表示したり、ユーザの指示を受けた操作パネル110からの指示情報を受けたりする。また、ROM104のデータ領域には、CPU102によって画像処理装置100の装置情報や、ユーザの電話帳情報、部門管理情報などが記憶され、CPU102により必要に応じて読み出され、必要に応じて更新される。

20

【0018】

<操作パネル>

次に、図2を参照して、本実施例に係る画像処理装置100の操作パネル110について説明する。本実施例における画像処理装置100は、前述の読取部109と印刷部107によるコピー機能や、読取部109とUSB I/F115によるスキャン機能などを有する。さらに、モデム111によるファクシミリ機能や、USB(Universal Serial Bus)116やネットワーク経由120でPC121から指示を受けた印刷(プリント)を行う機能も有する。また、操作パネル110は、ユーザ入力を受け付ける受付手段として機能する。

30

【0019】

図2に示すように、操作パネル110には、上述した機能を選択するファンクションキー201~203があり、ユーザは使用したい機能のボタンを押下する。また、ユーザに設定状態や画像処理装置100の機器状態を通知するための表示部204を有する。矢印キー205は、表示部204に表示されたカーソルなどの移動に用いられる。矢印キー205は、上下左右4つのボタンがある。矢印キーの中央には、OKキー206が配置され、設定や問い合わせに対する「決定キー」の機能を有する。

【0020】

コピー部数やファクシミリ機能における電話番号の入力などには、ユーザはテンキー207を用いる。コピーやスキャンやファクシミリのスタートを指示するキーとして白黒スタートキー208やカラースタートキー209がある。原稿を読み取った時にカラー原稿かモノクロ原稿かを判定可能な機能を有する画像処理装置100においては、図2に示すように個別のスタートキーを持たない場合がある。

40

【0021】

ストップキー210は、各機能の動作を停止させる指示を行うキーである。一方、動作を停止させる方法として、ユーザは、状態確認・停止キー211を使って現在画像処理装置100で行っている処理を表示する状態確認画面を介して、停止したい処理を選択して停止させることができる。その場合も、選択・決定には前述の矢印キー205とOKキー

50

206を用いる。

【0022】

ファクシミリや送信を行う際の宛先を簡便に指定する方法としてワンタッチキー212、短縮キー213及びアドレス帳キー214が設けられる。ワンタッチキー212は、複数の数字キーを含み、各ボタンに対して1つの宛先が登録されており、所望のボタンを1回押下することで宛先を指定することができる。短縮ダイヤルは、短縮キー213を押下することで番号入力を促す画面が表示され、所望の宛先に割り当てられた短縮された番号をテンキー207から入力することで宛先を指定することができる。アドレス帳キー214が押下されることにより、画像処理装置100に登録されている宛先の一覧が表示され、矢印キー205によって宛先を選択しOKキー206によって所望の宛先を決定することができる。なお、ここでは、ワンタッチキー212、短縮キー213、及びアドレス帳キー214をハードウェアキーとして説明したが、本発明はこれに限定されず、タッチパネル式の表示部204に選択可能に表示したソフトウェアキーとして実現してもよい。また、以下では、ワンタッチキー212、短縮キー213、又はアドレス帳キー214を用いた宛先を容易に入力することができる操作を簡易操作と称する。

10

【0023】

<簡易操作>

次に、図3を参照して、本実施例における、ワンタッチキー212、短縮キー213、又はアドレス帳キー214を用いた簡易操作について説明する。図3に示すように、ワンタッチキー212において、キー01にユーザ1が割り当てられ、キー02にユーザ2が割り当てられている。また、短縮ダイヤルとして、001にユーザ3、002にユーザ4が割り当てられている。短縮ダイヤルを指定するためには短縮キー213を押下した後、テンキー207から登録されている番号を入力する。ワンタッチキー212及び短縮キー213に登録されている宛先は、アドレス帳からも参照/使用することができる。

20

【0024】

アドレス帳はアドレス帳キー214を押下することで表示部204に表示される。登録されている宛先がどのプロトコルのものであるかはアイコン301で示される。図3の例では、ユーザ1～ユーザ3は、ファクシミリであることを示し、ユーザ4はE-Mailであることを示す。登録されている宛先がワンタッチキー212に割り当てられているか否かはアイコン302で示される。図3ではユーザ1及びユーザ2がワンタッチキー212に割り当てられていることを示す。アドレス帳に表示される項目は、タブ303によって切り替えることができる。図3では[全て][ワンタッチキー][“あ”で始まる宛先]のタブが表示されている。宛先及びタブについて、現在選択されている項目は反転表示される。図3では、[全て]が反転表示されているため、アドレス帳に登録されている全ての宛先が表示されている。なお、表示部240における表示領域の制限により、全ての宛先を表示することができない場合は、スクロールボタン等を表示してスクロールして表示するようにしてもよい。

30

【0025】

<画面遷移>

次に、図4及び図5を参照して、本実施例に係る簡易操作を行った場合の画面遷移について説明する。画面401はファクシミリ基本画面であり、宛先の入力待ちを行う画面である。この画面においてワンタッチキー212又は短縮キー213から宛先を指定した場合、入力したワンタッチキー212の内容を示す確認画面402が表示され、ユーザに対して内容の確認を促す。

40

【0026】

図4に示すように、確認画面402には、実行された簡易操作、例えば、ワンタッチキーの「01」が押下されたことを示す情報(簡易操作の種類)が表示される。さらに、確認画面402には、ワンタッチキー「1」に登録されている、宛先のユーザ名及び宛先アドレス(宛先の内容)と、OKボタンと、Cancelボタンとが表示される。確認画面402において[OK]が選択された場合、宛先が指定されたファクシミリ画面403に

50

遷移する。確認画面402において[Cancel]が選択された場合、宛先の指定は行われず、画面401に戻る。

【0027】

画面403には、送信開始を行うスタートキーと、現在宛先として指定されている数と、宛先の簡易表示、例えば、プロトコル、名称及び宛先アドレスと、現在の受信モードや受信時の解像度とが表示される。つまり、本実施例では、画面401において、ワンタッチキーが押下された場合であっても即送信を行うのではなく、確認画面402を表示してユーザに最終確認を促すことができる。ユーザは、確認画面402を介して確認した宛先を採用するのであれば[OK]選択して送信処理へ移行させ、採用しないのであれば[Cancel]を選択して送信処理への移行を防ぐことができる。

10

【0028】

次に、図5を参照して、アドレス帳から宛先を指定した場合の画面遷移について説明する。画面501はアドレス帳に登録されている宛先の一覧を表示しており、矢印キー205によってフォーカスを移動し、OKキー206によって宛先を指定する。アドレス帳から宛先を指定する場合、選択しようとしている宛先は画面501に表示されているため、同じワンタッチキー212に割り当てられている宛先であっても確認画面402の表示は行わず、送信画面502に遷移する。つまり、本実施例によれば、アドレス帳を用いて簡易操作を行う場合は、ワンタッチキー212を押下する場合とは異なり、画面501においてユーザ確認ができているため、送信を開始するとともに、送信画面を表示する。即ち、本実施例によれば、簡易操作を、確認画面により宛先の確認が必要な確認操作である第1種類と、確認画面を表示する必要のない第2種類に分けて制御を行う。例えば、第1種類には、ワンタッチキー212又は短縮キー213を用いた簡易操作が含まれ、第2種類には、アドレス帳キー214を用いた簡易操作が含まれる。

20

【0029】

< 処理手順 >

次に、図6を参照して、本実施例に係る入力宛先の確認画面を表示する処理手順について説明する。以下で説明する処理は、例えば、CPU102がROM104やHDDに格納された制御プログラムをRAM103に読み出して実行することにより実現される。

【0030】

S601において、ユーザは操作パネル110より宛先を入力する。続いて、S602において、CPU102は、宛先の入力方法がワンタッチキー212又は短縮キー213であるか否かを判定する。つまり、ここでは、ユーザが行った簡易操作の種類を判定している。ワンタッチキー212又は短縮キー213からの入力でない場合、CPU102は、S605に進み入力された宛先を送信先として設定し、処理を終了する。例えば、受け付けた簡易操作がアドレス帳キー214を操作することにより行われた場合は、ユーザが既に宛先を確認しているものとして、確認処理を行わずに送信設定処理を行い、送信処理へ移行する。

30

【0031】

一方、S602で簡易操作がワンタッチキー212又は短縮キー213の何れかからのものであったと判定するとS603に進み、CPU102は、表示部204に確認画面402を表示する。続いて、S604において、CPU102は、ユーザが確認画面402における[OK]を選択したか否かを判定する。[OK]を選択した場合はS605に進み、CPU102は、入力された宛先を送信先として設定し、処理を終了する。

40

【0032】

一方、S604においてユーザが[Cancel]を選択した場合にはS606に進み、CPU102は、入力された宛先を破棄して処理を終了する。即ち、ユーザが宛先入力を誤っていたと判断し、送信設定処理を行わず、そのまま処理を終了する。

【0033】

以上説明したように、本実施例によれば、ワンタッチキー又は短縮キーを用いて宛先の簡易操作が行われた場合には、指示されたワンタッチキー又は短縮キーの番号を確認画面

50

に表示し、ユーザの確認を促すことで誤入力を防ぐ。一方、アドレス帳からの指示を行う場合は、確認画面を表示して改めて番号の確認を行わず、操作が煩雑になることを防ぐことができる。これにより、本実施例に係る画像処理装置は、簡易操作の種類に応じて、好適にユーザへの宛先確認を行うことができる。

【0034】

<第2の実施例>

以下では、図7及び図8を参照して、本発明の第2の実施例について説明する。上記第1の実施例では、ワンタッチキー又は短縮キーを用いた簡易操作が行われると、常に確認画面を表示していた。しかし、本実施例では、上述のような簡易操作の場合に常に確認画面を表示するのではなく、設定により表示するか非表示にするかを選択可能な構成について説明する。

10

【0035】

<設定画面>

まず、図7を参照して、本実施例における、入力宛先の確認画面の表示可否を設定する設定画面について説明する。図7においてOFFが選択された場合、簡易操作がワンタッチキー212又は短縮キー213からの宛先入力であっても、入力宛先の確認画面402を表示しない。一方、ONが選択された場合、簡易操作がワンタッチキー212又は短縮キー213からの宛先入力であれば、入力宛先の確認画面402を表示する。なお、これらの設定画面を介した設定は、実際にファクシミリや送信処理を実行する前に行われることが望ましい。

20

【0036】

<処理手順>

次に、図8を参照して、本実施例に係る入力宛先の確認画面の表示/非表示の設定を設けた場合の確認画面を表示する処理手順について説明する。以下で説明する処理は、例えば、CPU102がROM104やHDDに格納された制御プログラムをRAM103に読み出して実行することにより実現される。

【0037】

まず、S801において、ユーザは操作パネル110より宛先を入力する。続いて、S802において、CPU102は、宛先の入力方法がワンタッチキー212又は短縮キー213であるか否かを判定する。つまり、ここでは、ユーザが行った簡易操作の種類を判定している。ワンタッチキー212又は短縮キー213からの入力でない場合、CPU102は、S806において入力された宛先を送信先として設定し、処理を終了する。例えば、受け付けた簡易操作がアドレス帳キー214を操作することにより行われた場合は、ユーザが既に宛先を確認しているものとして、確認処理を行わずに送信設定処理を行い、送信処理へ移行する。

30

【0038】

一方、S802で簡易操作がワンタッチキー212又は短縮キー213の何れかからのものであったと判定するとS803に進み、CPU102は、現状の設定が確認画面402を表示するよう設定されているか否かを判定する。入力宛先の確認画面402を表示するよう設定されていればS804に進み、CPU102は、表示部204に確認画面402を表示する。続いて、S804において、ユーザが[OK]を選択した場合はS806に進み、CPU102は、入力された宛先を送信先として設定し、処理を終了する。

40

【0039】

一方、S805でユーザが[Cancel]を選択した場合はS807に進み、CPU102は、入力された宛先を破棄して処理を終了する。また、S803で入力宛先の確認画面402を表示しないように設定されていれば確認画面を表示することなくS806に進み、CPU102は、入力された宛先を送信先として設定し、処理を終了する。

【0040】

以上説明したように、本実施例によれば、上記第1の実施例の構成に加えてさらに、ワンタッチキー又は短縮キーにより入力されたダイヤル番号の確認画面を表示するか、又は

50

、非表示にするかをユーザの要望に応じて設定することができる。

【0041】

<その他の実施例>

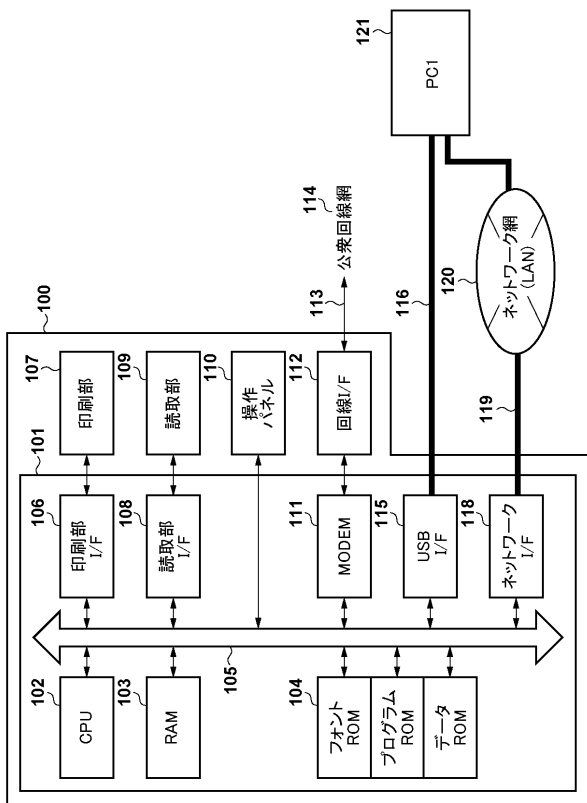
また、本発明は、以下の処理を実行することによっても実現される。即ち、上述した実施形態の機能を実現するソフトウェア（プログラム）を、ネットワーク又は各種記憶媒体を介してシステム或いは装置に供給し、そのシステム或いは装置のコンピュータ（又はCPUやMPU等）がプログラムを読み出して実行する処理である。

【符号の説明】

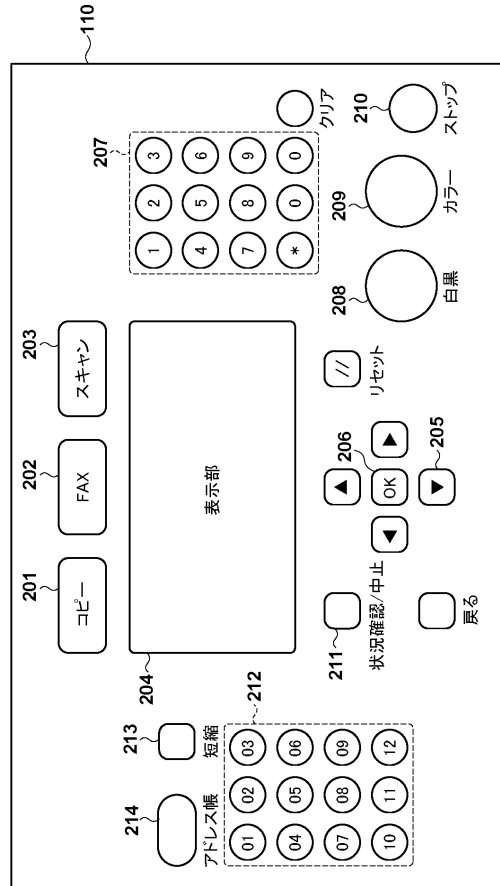
【0042】

100：画像処理装置、101：コントローラ部、102：CPU、103：RAM、104：ROM、105：システムバス、106：印刷部I/F、107：印刷部、108：読取部I/F、109：読取部、110：操作パネル、111：モデム、112：回線I/F、113：読取部I/F、114：読取部、115：モデム、116：操作パネル、117：モデム、118：回線I/F、119：読取部I/F、120：読取部、121：回線I/F、122：読取部

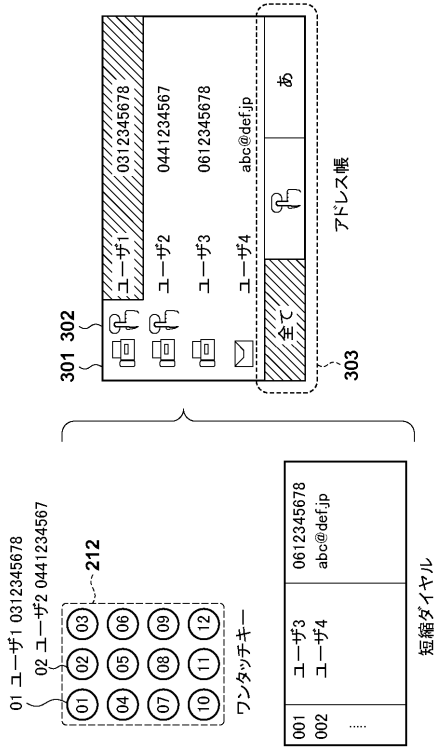
【図1】



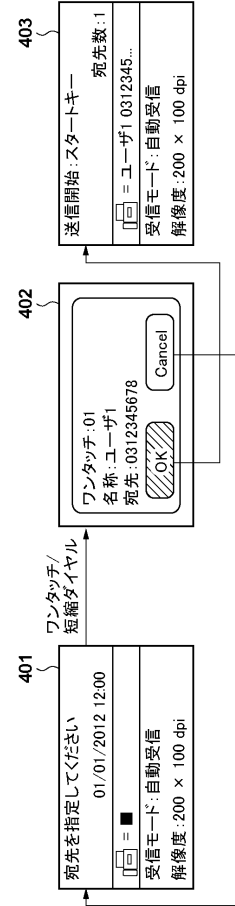
【図2】



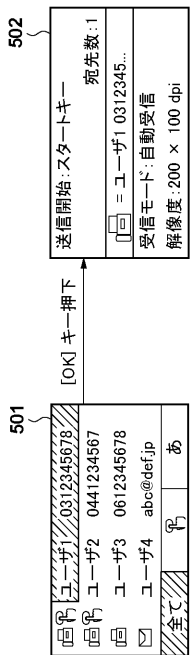
【図3】



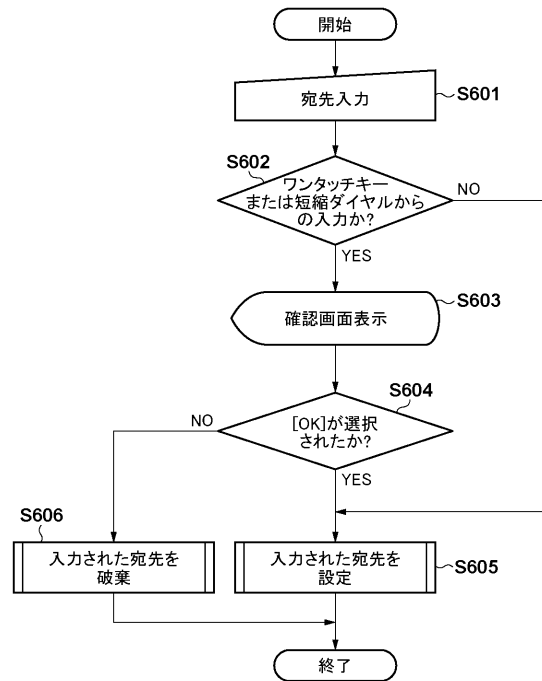
【図4】



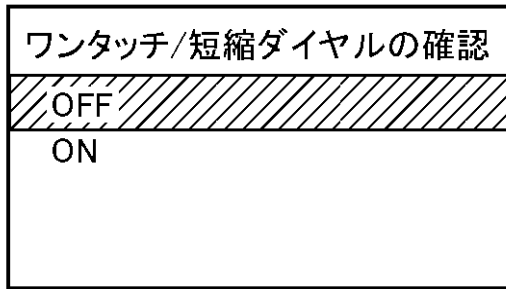
【図5】



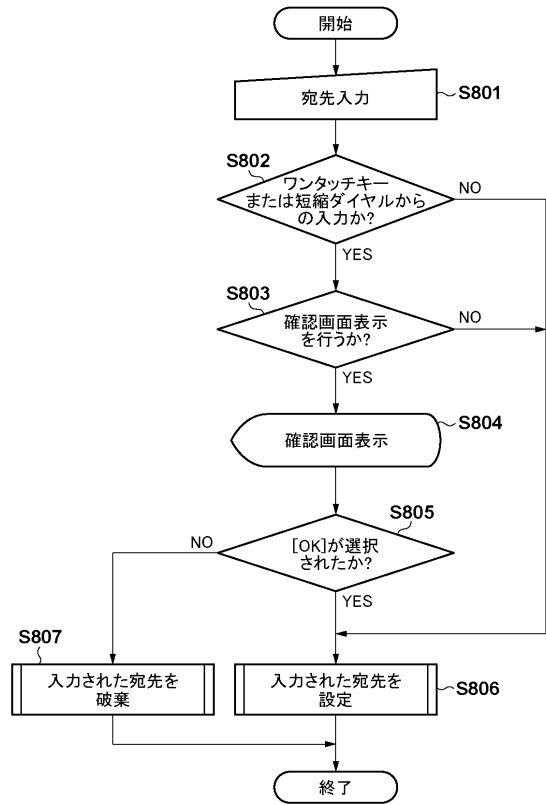
【図6】



【 図 7 】



【 図 8 】



フロントページの続き

(72)発明者 高 宮 広佳

東京都大田区下丸子3丁目30番2号 キヤノン株式会社内

Fターム(参考) 5C062 AA02 AA05 AB20 AB23 AB38 AC05 AC38 AF02

5C075 BA09

5K127 BA13 CA09 CB16 GB04 GC01 HA02

5K201 BC02 CB09 ED03 EF01 EF09